

## 日の出町幼稚園就園奨励費補助金 ※令和元年 9 月 30 日をもって廃止

日の出町幼稚園就園奨励費補助金は、幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年 9 月 30 日をもって廃止となりました。

## 日の出町私立幼稚園等園児保護者補助金

### 対象の方

町に住んでいる(住民登録をしていること)満 3 歳児(満 3 歳に達した幼児が翌年度の 4 月を待たずに、年度の途中から幼稚園に入園した園児)および 3 歳児から 5 歳児のお子さんと平成 31 年 4 月以降私立幼稚園等に在籍し、かつ保育料を納入していること。

### 支給方法

年間 2 回、保護者名義の金融機関の口座に振り込みます。

振込時期：前期分(4 月から 9 月)は、10 月下旬

後期分(10 月から 3 月)は、3 月下旬から 4 月上旬

ただし、在園する園によって、保育料に限り代理受領(利用者に代わり園が代理で支給を受ける方法)が行われる場合があります。

### 支給期間

私立幼稚園等に在籍し、保育料、特定負担額およびその他納付金を納入している期間

### 補助基準額(令和元年 10 月以降)

補助額は下記のとおり、区市町村民税の課税状況等によって決定します。

(世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合は、合計額)

幼児教育・保育の無償化に伴い、補助基準額、補助対象経費が変更されました。

#### 補助基準額(月額/園児 1 人あたり)

区分	1 人在籍の場合及び 第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
(1)生活保護世帯	9,600 円	9,600 円	9,600 円
(2)住民税非課税・住民税所得割額非課税世帯	6,600 円	9,600 円	9,600 円
(3)住民税所得割額 77,100 円以下の世帯(うち、ひとり親世帯等)	5,200 円 (6,600 円)	5,200 円 (9,600 円)	9,600 円
(4)住民税所得割額 211,200 円以下の世帯	5,200 円	5,200 円	9,000 円
(5)住民税所得割額 256,300 円以下の世帯	5,200 円	5,200 円	8,400 円
(6)上記以外の世帯	5,200 円	5,200 円	5,200 円

(7) 幼稚園類似の幼児施設のうち、東京都知事が認定していない施設で町長が必要と認めるも	3,400 円	3,400 円	3,400 円
--	---------	---------	---------

## 補足事項

- 1 「第1子」とは、同一世帯から2人以上在籍している場合の最年長の幼児のうち、第2子又は第3子以降に該当しない幼児をいう。
- 2 「第2子」とは、次の各号のいずれかに該当する幼児のうち、最年長の幼児をいう。
  - (1) 幼稚園、幼稚園類似の幼児施設、保育所（東京都認証保育所を含む。）、認定こども園又は特別支援学校幼稚部に在籍する兄又は姉を有する幼児
  - (2) 小学校1年生から3年生までの兄又は姉を有する幼児（小学校就学前子どもについては、施設等利用給付認定子ども及び教育・保育給付1号認定子どもに限る。）
  - (3) 児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用する就学前児童の兄又は姉を有する幼児
  - (4) 特例保育を受ける就学前児童の兄又は姉を有する幼児
  - (5) 家庭的保育事業等による保育を受ける就学前児童の兄又は姉を有する幼児
  - (6) 次のア又はイのいずれかに該当する場合は、前各号の規定にかかわらず、年齢を問わず、保護者と生計を一にする兄、姉等を有する幼児
    - ア 世帯区分が1から3までに該当する世帯（支援法第28条第1項第3号の定めにより特例施設型給付費の支給を受ける者の属する世帯については、ひとり親世帯等に限る。）
    - イ 支援法第28条第1項第3号の定めにより特例施設型給付費の支給を受ける者の属する世帯（ひとり親世帯等を除く。）のうち、当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割額が57,699円以下となる世帯
- 3 「第3子以降」とは、前項各号のいずれかに該当する幼児のうち、第2子以外の幼児をいう。
- 4 世帯区分が3に該当する世帯がひとり親世帯等の場合における補助限度額（月額）の（1）及び（2）の額は、この表の括弧内の額とする。
- 5 次に掲げる世帯については、補助対象経費の欄中「その他の納付金」とあるのは、「その他の納付金（月額3,400円の範囲内の額に限る。）」とする。
  - (1) 世帯区分が3から5までに該当する世帯（第3子以降に該当する幼児を有する世帯及び前項に規定する場合を除く。）
  - (2) 世帯区分が6に該当する世帯
- 6 ひとり親世帯等とは、以下に該当する方が保護者または保護者と同一の世帯に属する世帯のことです。
  1. 配偶者のいない方で、現に児童を扶養しているもの
  2. 身体障害者手帳の交付を受けた方
  3. 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けた方
  4. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方
  5. 特別児童扶養手当の支給対象児童
  6. 障害基礎年金受給者

## 7. 生活保護法に規定する要保護者

### 申請に必要なもの

- 印鑑
- 1月2日以降町に転入された方は、前住所地の区市町村民税の課税証明書または、納税通知書の写しを提出してください。

### 申請窓口

在籍する各園へ申請書を提出してください。